



“いざというとき” 災害への備え

全国各地で豪雨による土砂災害が起きています。また南海トラフを震源とする巨大地震がいつ起きてもおかしくないと言われてます。風水害や地震が起きる前に準備をお願いします。

☎ 危機管理室 ☎ 63-7271

防災ほっとメールを登録



地震や風水害などにより、市が災害対策本部を設置した際、避難情報や災害情報を携帯電話などに電子メールでお知らせします。また、避難場所の開設、被害状況などの情報をご覧いただけます。

現在、市民約5,800人が登録しています。

●携帯電話やスマートフォンで<http://www.anshin-bousai.net/nabari/>に接続するか、右のQRコードを読み込んで登録できます。



土砂災害の危険箇所を確認

全国各地で豪雨により土砂災害が起きています。土砂災害危険箇所や指定避難所などを確認ください。

■名張市洪水・土砂災害ハザードマップ

洪水・土砂災害の危険箇所を地域別に予測した地図です。指定避難所なども記載しています(平成24年9月に全戸配布しています)。



■名張市土砂災害情報相互通報システム

三重県から配信される土砂災害情報などをホームページで公開しています。



土砂災害の危険度が高まった場合には、自動でFMなばり(83.5MHz)、防災ほっとメールなどで土砂災害の警戒を呼び掛けます。

また、市民の皆さんからも土砂災害の情報をホームページや電話(62-1223)などで通報できるシステムです。
※電話は音声ガイダンスが流れます。

▼パソコン用

<http://www.dosha.city.nabari.mie.jp/>

▼携帯電話用

<http://www.dosha.city.nabari.mie.jp/mobile/>

備えよう!非常持ち出し袋

救援物資や市の備蓄品が届くまでの期間をしのぐため、水や食料を備えましょう。カセットコンロを準備しておく便利です。



また、避難場所での生活に困らないように最低限のものを入れた非常持ち出し袋を用意しましょう。無理なく持てる重さは、大人の男性で15kg、大人の女性で10kgが目安です。

◆非常持ち出し袋の中身の一例

- 飲料水 食品(缶切、ナイフ)
- 救急用品 懐中電灯 予備電池
- ろうそく、マッチ 下着
- 貴重品(現金、預金通帳の写し、印鑑)
- 携帯ラジオ 衣類(長袖のもの) など

家族で開こう!防災会議

いざというとき慌てず行動できるように、家族みんなで災害対策を話し合っておきましょう。



◆チェックリスト

- 家の中の危険箇所は?
- 非常持ち出し袋や備蓄品は何か必要か? どこにあるの? 誰が持ち出すの?
- 避難場所は? 避難経路は?
- 家族間の連絡方法や最終的に落ち合う場所は?

市長が発令する避難情報は3段階



▼避難準備情報

避難準備を呼び掛けるとともに、体が不自由など、避難に時間が必要な人に避難を求めるものです。

▼避難勧告

安全な場所への避難を勧め、促すもので、強制するものではありませんが、その地域の住民が自ら避難することを期待しています。

▼避難指示

被害の危険が目前に迫っている場合などに発せられるもので、「避難勧告」よりも危険度や緊急度は高いものです。

※避難勧告などの発令がなくても、危険だと感じた場合は、自らの判断で避難してください。

10月は里親月間

～里親制度をご存じですか～

保護者の病気や養育困難、または保護者がいないなどの事情で、自分の家庭で生活できない子どもたちがいます。こうした子どもたちを家庭に迎え入れ、養育をしていただく人を「里親」といいます。里親制度は、児童福祉法に定められた公的な養育の制度です。

近年、さまざまな事情により、実親がいても、その家庭で生活できない子どもが増えています。その大部分は児童養護施設などの大規模な施設で集団生活をしています。施設での生活のよさもありますが、

里親養育には右記のようなメリットがあり、国からも里親家庭での家庭的養育を増やしていくという方針が打ち出されています。

里親制度に関心のある人や、里親になってみたい人は、ご相談ください。

☎ 伊賀児童相談所 ☎ 24-8060



里親のメリット

- ・特定の大人と深い心理的・情緒的な結びつきが得られやすい。
- ・親や家庭のモデルを学ぶことができやすい。
- ・地域の中で、ごく普通の生活感覚が身に付きやすい。

里親には4つの種類があります

- 養育里親**……保護者と生活ができるようになるまで、または自立して生活できるようになるまで養育する里親です。
- 養子縁組里親**……養子縁組によって、養親となることを希望する里親です。養子縁組が成立するまで、里親として養育します。
※養子縁組の成立には家庭裁判所の審判・許可が必要
- 親族里親**……保護者の死亡、行方不明等により、養育困難となったとき、親族(祖父母など)が養育する里親です。
- 専門里親**……被虐待児、非行児、障害児など、専門的な支援を必要とする子どもを養育する里親です。